京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（仮称）策定支援業務仕様書

１ 業務名

京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（仮称）策定支援業務（以下「本業務」という。）

２ 業務期間

本業務の期間は、契約の日から令和６年３月３１日までとする。



３ 業務概要

本業務は、京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（仮称）策定に必要な調査、検討、計画案策定及び協議会運営支援を行う。

４ 調査業務の対象とする圏域

本業務の対象とする圏域は、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町及び豊岡市とする。

５ 業務の目的

　京都丹後鉄道については、平成2６年１２月に策定した「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成2６年度～令和６年度）に基づき、上下分離方式の導入により鉄道事業の再構築を目指して、観光まちづくりや鉄道の利用促進などに取り組んできたが、人口減少による利用者の減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、運行会社の経営は大変厳しい状況にある。

このような中で、将来にわたって安心・安全で持続可能な鉄道の活性化・再生を計画的に図っていくため、「京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（仮称）」の策定に取り組むものである（計画期間：原則１０年程度）。

　本計画では、京都丹後鉄道及び沿線地域の現状と課題、将来の展望などを整理し、令和4年3月に策定された京都府北部地域連携都市圏公共交通計画や沿線自治体の地域公共交通計画と連携を図り、地域の生活経済を支える社会基盤として交通ネットワークの構築、経営の安定化のための効果的な利用促進や収入拡大策、安心・安全な公共交通の確保のための取組など、京都丹後鉄道の活性化・再生のための施策や目標を定めるものである。

　なお、計画検討に留意・参考とする主な関係計画等は次のとおりである。

(1)京都府総合計画（京都夢実現プラン）

<http://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/>

(2)京都府人口ビジョン

<http://www.pref.kyoto.jp/chiikisousei/>

(3)京都府地域創生戦略

<http://www.pref.kyoto.jp/chiikisousei/>

(4)京都府北部地域連携都市圏公共交通計画

<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/15251.html>

(5)福知山市地域公共交通計画

　　<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/30/25563.html>

(6)福知山市過疎地域持続的発展市町村計画

　　<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/5/2201.html>

(7)舞鶴市地域公共交通計画

　　<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shisei/0000008257.html>

(8)舞鶴市都市計画マスタープラン

　　<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/0000004028.html>

(9)宮津市地域公共交通計画

　　<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/15252.html>

(10)宮津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

　　<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/8767.html>

(11)京丹後市都市計画マスタープラン

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kensetsu/toshikeikaku/4/1404.html>

(12)与謝野町過疎地域持続的発展市町村計画　　<https://www.town.yosano.lg.jp/administration/plan_1/administration_2/entry_249/>

(13)伊根町地域公共交通計画

　　<https://www.town.ine.kyoto.jp/soshiki/kikakukanko/2/8/1569.html>

(14)伊根町過疎地域持続的発展市町村計画

　　<https://www.town.ine.kyoto.jp/soshiki/somu/1/1462.html>

(15)兵庫県都市計画区域マスタープラン

　　<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/wd21_000000084.html>

(16)兵庫県地域創生戦略

　　<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2020sennryaku.html>

(17)豊岡市地域公共交通網形成計画　<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/dorokotsu/kotsusokushin/1008903.html>

(18)豊岡市都市計画マスタープラン

　　<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/keikaku/1019148/1007355.html>

(19)海の京都観光圏整備計画

　　<https://www.uminokyoto.jp/devplan/>

(20)北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画

　　<https://www.pref.kyoto.jp/kotsu/keiseikeikaku2014.html>

※その他、本計画の検討に必要な関係計画等は必要に応じて留意・参考にするものと

する。

６ 業務項目

京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（仮称）の策定に係る以下の業務を行う。

なお、本業務の遂行にあたり、当地域を訪問する際は、原則として公共交通機関を利用すること。

(1) 関連計画の整理

(2) 計画策定に向けた現況調査・分析・課題整理

(3) 京都丹後鉄道の活性化・再生のための施策の検討

(4) 地域公共交通計画案作成

(5) 協議会等の開催支援（関係資料の作成及び出席）

７ 業務項目の検討内容

1. 関連計画の整理

　〇京都府北部地域連携都市圏公共交通計画、沿線自治体の地域公共交通計画など

　　・既存の地域公共交通計画等から沿線地域の課題、施策を整理

1. 計画策定に向けた現況調査・分析・課題整理

〇高校生や企業従業員を対象とした調査

　・定期利用の増大に向けた地域内の通勤・通学者への調査

　※調査は、５に記載の関係計画の調査データを参考にし、補完のための必要な調査を

２の関係調査期間内で実施するものとし、調査方法を企画提案書に記載すること。

〇観光客等を含むインバウンドの移動手段等調査

　・沿線地域を訪れるインバウンドの移動手段等に関する調査

　※調査は、５に記載の関係計画の調査データを参考にし、補完のための必要な調査を

２の関係調査期間内で実施するものとし、調査方法を企画提案書に記載すること。

〇問題点の抽出、課題の整理

・調査等の結果を分析し、圏域内の公共交通の問題点の抽出及び課題整理を行う。

(3) 京都丹後鉄道の活性化・再生のための施策の検討

〇計画期間内に取り組む施策について、協議会等の議論を踏まえ検討

・まちづくりと連携した鉄道利用者の拡大のための施策

・沿線住民の利用拡大のための施策

・インバウンドなど観光客の利用拡大のための施策

・安心・安全な運行の確保のための施策

(4) 地域公共交通計画案作成

・上記業務の目的及び調査による問題点の抽出・課題の整理の結果を踏まえ、圏域の地域公共交通計画の基本的な方針及び計画の目標の提案を行うこと。

・目標を達成するために行う事業及びその実施主体、事業スケジュールについて検討・提案を行うこと。

・目標を達成するための評価指数について検討・提案すること。なお、検討にあたっては公共交通事業者の経営への影響、地元自治体や関係機関への経済的効果を考慮すること。

(5) 協議会等の開催支援（関係資料の作成及び出席）

〇協議会（３回を予定）及び検討会（３回を予定）に必要な資料を作成するとともに、必要な準備、出席及び議事録の作成を行う。

〇また、協議会及び検討会開催に係る報償費、実費弁償は業務委託費に含むものとする。協議会1回あたり1５万円程度（報償費及び実費弁償含む）、検討会1回あたり14万円程度（報償費及び実費弁償含む）の見込み

　報償費：学識経験者（４名）　一人当たり1万円

　実費弁償：学識経験者（４名）、住民代表（５名）　会場までの旅費

※協議会は学識経験者及び住民代表を含めた委員で開催し、検討会は住民代表を含めないものとする。

(6) 打合せ等

　〇事務局との打合せについて、業務着手、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものする。ただし、事務局と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

８ 業務に必要な提出書類等

業務着手時に次の関係書類を提出し，委託者の承認を受けること。

(1)着手届及び技術者等届

(2)業務計画書

業務完了時に次の関係書類を提出し，発注者の完了検査を受けること。

(1)完了届

(2)目的物引き渡し書

(3)成果品

提出すべき成果品及び部数は以下のとおりとする。

(1)本調査の成果品は、電子納品とする。

(2)本調査においては、上記による電子納品以外に紙による報告書（原稿１部、製本５部）を作成するとともに、図面は原図一式を提出する。なお、報告書の製本の体裁は A4 版とし、図面は A3 版折り込みを標準とする。

(3)調査結果の納入時には、調査実施日や業務実施状況を記載した委託業務報告書（様式任意）を添付し、発注者の検査を受けること。

９ その他

○個人情報については、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）により適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

○関係機関との協議については、発注者の要請に応じて出席を求めることがある。

○本仕様書に定めのない事項または本仕様について疑義が生じた場合、協議会事務局と協議して決定するものとする。